

平成31年2月15日

保護者の皆さまへ

君津市教育委員会

君津市 部活動ガイドラインについて（お知らせ）

保護者の皆さまには、平素より本市の教育にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、部活動は、学校教育の一環として行われ、スポーツや芸術・文化を通して生徒の個性や能力を伸ばし、社会性や人間性を育むなど長年その意義が認められてきました。

しかし、生徒は、連日または長時間にわたる活動により、十分に休養がとれないことや、教員は長時間勤務による多忙感が募るなど改善すべき課題が、全国でみられるようになりました。

そこで、スポーツ庁は部活動において、抜本的な改革に取り組む必要があるとし、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、6月には千葉県教育委員会が「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」を改訂しました。さらに12月には文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

それを受けて、このたび「君津市 部活動ガイドライン」を策定し、下記の通り、生徒にとっても、教員にとってもより持続可能な部活動にするための指針を示しました。各学校においては本市のガイドラインに則り、新年度より新たな部活動の運営を順次実施いたします。ご理解いただきますようお願いいたします。

記

部活動は、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指すものであり、日常の練習において、大会やコンクール等の結果のみを目標にするのではなく、それに向けた一人一人の取組に目を向けた、丁寧な指導が大切である。

【主な内容】

- 成長期の生徒にとって心身のバランスのとれた活動と、部活動以外の多様な活動にふれる定期的な時間の確保を図るため、平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上、休養日を設ける。なお、週末に大会、コンクール等に参加した場合は、他の日に休養日を振り替える。
- 平日の練習時間は長くとも2時間程度とし、休日（土・日・祝）を含む学校の休業日、長期休業中は3時間程度とする。また、週当たりの練習時間の合計は11時間程度とする。
- 生徒の健康面・安全面や通学に係る負担と教員の多忙化を招くことから、朝練習は行わないものとする。ただし、校長が大会やコンクール等の前など、特別な事情があると認める場合のみ教育委員会と協議の上、限定的に朝練習を行うことができるものとする。
- 部活動の他に駅伝や陸上を行う場合、週あたりの活動時間における上限はスポーツ医・科学の観点から、スポーツ障害のリスクが高まるため、部活動の活動時間と駅伝や陸上練習の時間を合わせて16時間未満とする。
- 指導にかかわる全ての指導者が、生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を期すとともに、体罰・暴言・ハラスメントの根絶を徹底し、生徒の人格や尊厳を傷つけないよう配慮する。

『君津市 部活動ガイドライン』は、体育振興課のホームページに掲載しています。
体育振興課ホームページ：君津市教育委員会 → 体育振興課 → 体育振興課からのお知らせ

〔本件のお問い合わせ〕 君津市教育委員会体育振興課 野口・平野 TEL 56-1433